

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成25年3月4日（月） 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午後2時23分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 堀内 富久  
副委員長 塩澤 浩  
委員 中村 正則 河西 敏郎 渡辺 英機 丹澤 和平  
早川 浩 木村富貴子 飯島 修

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

県土整備部長 酒谷 幸彦 県土整備部理事 手塚 茂昭  
県土整備部次長 桐原 篤 県土整備部技監 上田 仁  
県土整備部技監 井上 和司 総括技術審査監 小野 邦弘  
県土整備総務課長 石原 光広 美しい県土づくり推進室長 山口 雅典  
建設業対策室長 遠藤 正記 用地課長 清水 豊  
技術管理課長 内田 稔邦 道路整備課長 大久保 勝徳  
高速道路推進室長 細川 淳 道路管理課長 鈴木 洋一 治水課長 中嶋 晴彦  
砂防課長 松岡 雅臣 都市計画課長 市川 成人 下水道課長 小池 厚  
建築住宅課長 松永 久士 営繕課長 和田 健一

森林環境部長 安藤 輝雄 林務長 深沢 侑企彦  
森林環境部理事（林業公社改革・最終処分場）高木 昭 森林環境部次長 守屋 守  
森林環境部技監（林政） 佐野 克己  
森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 長江 良明  
森林環境総務課長 大堀 道也 環境創造課長 小島 徹  
大気水質保全課長 山口 幸久 環境整備課長 保坂 公敏  
みどり自然課長 石原 三義 林業振興課長 中山 基  
県有林課長 江里口 浩二 治山林道課長 沢登 智

### 議題（付託案件）

- ※第55号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第56号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- ※第62号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- ※第65号 権利放棄の件
- ※第66号 権利放棄の件
- ※第67号 県道の路線の変更の件
- ※第68号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員

※第69号 会関係のもの第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び  
※第70号 第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会のもの  
平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算  
平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順に行うこととし、午前10時01分から午前11時56分まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午後1時31分から午後2時23分まで森林環境部関係の審査を行った。

### 主な質疑等 県土整備部関係

※第55号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（災害復旧費について）

丹澤委員 県土10ページの災害復旧で13億7,600万円余が減額となっていますが、この額は災害認定をされなかった分ですか。

中嶋治水課長 災害復旧事業費につきましては、年度当初に予め災害に対応できるよう、20億円を予備費に計上しております。今回の減額は実際に災害が発生し、事業費が確定した後の残額であり、災害が認定されなかったことではありません。

丹澤委員 わかりました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第68号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会のもの

質疑

（公共工事に関する予算執行について）

塩澤副委員長 国の補正が成立したということで大型補正が追加されたわけですがけれども、知事の言動の中でも、できる限り補正を活用して、県の事業としてやれる限りのことはやるんだといった発言がありました。

そういう中で、相当の予算が盛られています、一般的にいろいろな話を聞く中で、急に一遍にたくさん出して、果たして本当にやりきれんのかどうか心配の声もあるのもまた事実だと思います。

そこで、幾つかお尋ねしたいのですが、先の本会議の中で、土橋議員の質疑にもあったんですけども、もう少し細かくお尋ねしたいと思います。

緊急ということであるべく早く出してもらいたいといった考えも多くの県民からあると思いますけれども、今年度内にどの程度執行されるのか、また発注されるのか、お尋ねします。

石原県土整備総務課長　今回、追加補正で計上する事業費につきましては、先ほど申し上げましたけれども、発注準備が整っているものについては、なるべく年度内に執行したいと考えております。予算は事業費ベースで大体約27%を見込んでおります。残りのものにつきましては、来年度、上半期中に執行を目指し、政府の経済対策の目的にかなうような執行をしてまいりたいと考えてございます。

塩澤副委員長　27%を年度内ということでありまして、このほかに林道や農道などもあるとは思いますが、全体を考えると相当の量になります。

景気低迷がずっと続いていたということで撤退された業者もあり、また、今は人手不足であるといった中で、発注に関して何らかの工夫をしていかないとはいけません。今までの制度の中ではなかなかやり切れないと思いますが、土橋議員の質疑の答弁の中で、現場においての制度を少し変えるんだという話がありました。これは主任技術者だと思っておりますけれども、その辺の話をちょっとお伺いしたいと思います。

内田技術管理課長　県のほうで発注しますと、現場には主任技術者と現場代理人を配置することになっております。要件がいろいろ決まっております、まず主任技術者につきましては、土木工事で説明をさせていただきますと、建設業務の中で2,500万円以上について、主任技術者は専任ということで、1つの現場に1人ということが決まっております。

これにつきまして、国のほうから通達等がございまして、例えば土木工事につきましては、工事現場の間隔が5キロ程度のものについては2件まで、今まで1つの現場に1人だったものが、1人の技術者が2つの現場を兼務することができるということで、これを本県でも適用していきたいと考えております。

現場代理人もやはり契約約款がございまして、この中で一現場一人を常駐するようにと契約で結んでおります。現在、その中で、一部、同一の建設事務所の中の2件の合計が2,500万円未満の工事については兼務してもいいといった措置をとっております。

これを少し緩和するというところで、まず、1つの事務所についてというところは、同一の市町村、または先ほどの主任技術者が5キロ程度までは兼務が可能だということですから、市町村をまたいでいても5キロ程度までのもの、1つの工事が8,000万円未満のものについては2件まで兼務をしてもよいという制度を、山梨県の契約約款に基づく制度として適用していきたいと考えています。

ただ、低入札工事につきましては、いずれも専任で主任技術者と現場代理人が常駐していただくということは、引き続きやっていきたいと考えております。

塩澤副委員長　1つの現場8,000万円未満のものについては2件まではいいということで、その辺は大幅に緩和というか、国の通達に基づいてということでありまして、これによって、相当の金額が発注できるのかなとも思います。県民の皆さんが心配しているのは、やはり安全で正確な工事をやってもらいたいということですので、そこら辺をしっかりと検討してもらって、注意して

やっていただきたいと思います。

あと1点、先日の答弁の中でもあったんですけども、報道などで建設の資材等が相当不足しているということを聞きますが、その辺についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

内田技術管理課長 現時点のお話をさせていただきますと、価格等に特に大きな変動はございません。ただ、今後、いろいろな工事が出る中で、さまざまなことが予想されます。

価格の高騰等については、工事の契約約款の中に物価変動に対応するためのスライド条項という項目がございます。この条項は、例えば請け負っていただいた業者の方が実際に現場で買っている価格、これを実勢価格と言っておりますが、これと、当初、県のほうで発注者が市場調査をして決めている設計単価がございます。この差額をもとに契約を変更できるという条項になっておりますが、この条項を適用していきたいと考えております。

もう1つ、予測されるのが、資材不足が非常に深刻になってきた場合、資材が入らないということで、契約している工期の中で工事が完成しない可能性も出てくるかもしれません。こういった場合は、工期延期も含めて、いろいろと検討していきたいと考えています。

いずれにしても、これからのことですので、価格の動向や需給の動向などを調べて手を打っていきたくて考えております。

塩澤副委員長 業者や地域の活性化ということも含めた中で、本当に期待している皆さんはたくさんいると思います。そういう中で、安全でかつ迅速で的確に執行されることをお願いして質問を終わらせていただきます。

（緊急道路整備事業費について）

早川委員 新御坂と愛宕のトンネルの追加補正予算が含まれているなど、このことは歓迎するんですけども、12月の委員会では、笹子トンネルの事故を受けて私も提案させていただき、その時点では安全だった、また、この委員会でも視察をつい2週間前に行って、そのときも実際に天井板に上ってみた中でも安全だったという判断があったと思うんです。もちろん今回やることになったのは国の補正予算が盛られたことが理由だと思うんですけども、いろいろと優先的な事業がある中で、どういう判断で愛宕と新御坂の両トンネルの天井板を撤去することになったのか、まず、それをお伺いします。

鈴木道路管理課長 どういう方針で天井板を撤去することになったのかということでございますが、今、委員がおっしゃられましたように、安全性は確保されていることは今も変わりございません。その後、県民の皆様方から、そうはいつでも不安があるといった数多くの御意見をいただいたところでございます。また各種団体からも安全管理を徹底しなさいといった御要望もいただいております。

さらに、全国の状況といいますか、NEXCOでも天井板の撤去をするという公表もなされました。また、つい最近、地方自治体におきましては、兵庫県が天井板を撤去するということもありました。

今、委員がおっしゃられましたように、2月14日に委員会のほうで現地調査をしていただきました。その折にも、やはり安全性は大丈夫だとは言っても、天井板を撤去したらどうだという御意見も複数の委員の皆さまからいただいた状況でしたが、国の追加補正という中で、道路施設の老朽化対策、点検、補修といった予算を計上できるというお話がございまして、委員会での意見等

も詳しくお聞きする場面も本当に必要だったかとは思いますが、国のほうで、2月26日夕方に補正予算が成立したということを受けまして、そういったことを総合的に判断して、急遽といいますか、今後、やっていこうという判断をしたところでございます。それで、この追加提案に合わせて、御提案をさせていただいたということでございます。

早川委員

私も提案していた張本人ですが、実際、細かいことを言うと、私のフェイスブックにも、30何件ほど、よかったとか早くしてほしいなどいろいろ来ていることは事実なんです。

最後に1点だけ、愛宕や新御坂のトンネルを通勤に使う人が非常に多いんですけれども、この追加補正に工事中のときの迂回路対策の費用は含まれているのか。また、その迂回路についてどう考えているのか。

もう1つは、いつぐらいまでに天井板をとる予定なのか、わかる範囲で構いません。最後にお願いします。

鈴木道路管理課長 まず、今回の追加補正の中で、トンネルの点検ということで計上してございます。先ほど御説明いたしました中で、天井板の撤去に向けまして、現地に附属物などがどこにあるんだということも調べなければならないといったトンネル全体の状況を把握する調査、これは点検にも含まれるかと思っておりますけれども、そういったものを計上してございます。

これらをもとに、明年度の予算で、まずトンネルの換気のあり方について、今後、どういう換気をしていけばいいんだろうということとか、工事に際しては、やはり通行どめや通行規制といったことが出てきます。できるだけ御利用されている方に迷惑がかからない方法の検討に伴い、例えば、全面通行どめになった場合の迂回路をどうしていくのかといった周知など、もろもろの課題がございますので、それは明年度にて検討していきたいと思っております。

今回の経済対策の中では、そこまではまだ見ていないというのが状況でございます。いずれにいたしましても、早急に検討をしていきたいと思っております。

その検討結果にもよりますけれども、何事もなければ年度内には一部でも手をつけられればと思っておりますが、今後の検討は非常に課題が多くございますので、今、絶対にとということとは言えないのが本当のところでございます。

中村委員

早川委員の質問に対しての関連をさせてもらいますが、委員長の方から、今、話題になっている天井板の崩落事故があったということで、愛宕、新御坂トンネルについて土木森林環境委員会として現地調査をしたいということで我々は招集を受けて、2月14日に新御坂トンネルに行ったわけです。

現地を見て、県民の皆さん方が笹子トンネルの崩落があったということで、天井板について非常に不安に思っている、何とかこの天井板は撤去しなければいけないんじゃないかと、すべての委員の皆さんがそういう気持ちでいたと思う。新御坂トンネルを見たときに、そういう話もそれぞれあったと思うし、早川委員からも前から指摘があった。執行部はそのことに対しては、そんなことを言っちゃ失礼だけれども、状況をいろいろと判断しないと天井板の撤去はできないという答弁を繰り返されてきた。

現地調査をしたときに、天井板を撤去するのがいいのか、あるいは現状維持でいくのがいいのか、さらにはどのぐらいの予算がかかるのか、天井板は3カ月に1回ずつ点検をするという話も、委員の皆さんは受けたと思います。3カ月に1回、点検をするということであれば、年間どのぐらいかかるのか。例えば、天井板を撤去するにはどのぐらいの金がかかり、またはトンネルの内部を

いろいろ点検した形の中で天井板を撤去した場合には、トンネルを囲んでいる部分はどのぐらいの耐用年数があるのかどうか、その辺の点検をしなければならないということで答弁があったと思います。

しかし、急遽、天井板を撤去するんだということが知事の答弁の中で出てきた。天井板を撤去することを決めたことはいいいとして、我々、委員が朝早くから現地調査をしているわけです。執行部がそういう考え方で取り組むのであれば、なぜ委員に電話をしないんですか。現地調査をしたときものりくりした答弁をしていて、決めるときには執行部が一方的に決める。委員が現地調査を何の目的のために行っているわけですか。ここにいる委員は10何人じゃないですか。どうですか、課長。一言、電話をかけて、こういう状況になります、御承知をくださいぐらいのことを言わないと、みんな、心にあるものがあるわけです。そのことについてどう思いますか。答弁、願います。

鈴木道路管理課長 今、中村委員がおっしゃられましたように、現地調査の際には、本当に方針も決まっておりました。決まっていなかったのか、まだ撤去しないという方針でおりました。その後、先ほども御指摘がありましたように、委員の皆さまから御指摘がございましたので、それについては、本当に詳しく御意見を聞くなりしてというふうにすればよかったと思っています。本当にそれは反省しております。まことに申しわけございません。

国の経済対策につきましても、それまでどうなるかわからなかったというのが実情で、2月26日の夕方、ほぼ満額といいますか、点検などをつけていただいたという中で、本当に言いわけになって申しわけございませんけれども、急遽、それを活用していこうということで決まったということです。その際に御連絡をとということでしたんですけれども、御指摘のようにやってやれないことはなかったという状況ではございましたけれども、それも後のことで手いっぱいになって、本当にその辺は反省しておりますし、今後は絶対にそういうことがないようにやっていきたいと思っておりますので、ぜひともその辺は御了解をお願いしたいと思います。

中村委員 国の経済対策の中で、特にインフラの防災対策については、執行を予測されていたと思うんです。我々も新聞等々でそういうことを予測していた。当然、橋やトンネルについては緊急点検をするんだろうなど。我々、土木森林環境委員は議会の代表であって、一番重要な位置にあるわけです。橋やトンネルの問題にしても、議会の議決を得て予算を承認して執行するわけです。そうでしょう。その基本的なことを、もう少し僕は、県土整備部長、技監なり、反省をしていかなきゃいけないと思います。我々は、委員会で審議し、現地調査をして、県民の声をしっかり受けとめてやっているわけです。それを我々が無視されたような形を、今後、とられるということになると、今後、土木森林環境委員会の現地調査は行きませんよ。我々は遊びで行っているわけではないんです。そういうことに対しての見解を、部長なり技監に求めます。

上田県土整備部技監 ただいま中村委員がおっしゃったとおり、2月14日に現地を見ていただきまして、そのときは、先ほど鈴木道路管理課長が申し上げたとおり、天井板の撤去が、例えば今回の補正予算において調査点検までということで見ていただけるということですのでけれども、その後、撤去した場合に、例えば国の補助事業になるかどうか、そこら辺もちょっと見きわめられなかったということで、時間的に我々としても非常に苦しかったわけでございます。

ただ、委員がおっしゃるとおり、委員会でよくもんでもらって、ここの審議

がまず始まりにあって、次に本会議があって、県民の皆様の期待に応えているということですので、そこについては重々反省して、これからは意見のやりとりをやらせていただきたいと思います。

今回のことについては、お許し願いたいと思います。

言いわけにはなりますけれども、国といいますか、我々が持っている中ではちょっとした動きもあったり、よその県の様子も見たりしまして、山梨県も安全を積み重ねないと安心が出てこないということだと思えますけれども、天井板をとって安心をさせてくれといった非常に多くの声を事務方のほうでも大変いただいております、ぎりぎりにはなりましたが、天井板を撤去する方向で検討しているということで、必ずしも今からやってどうなるかというのは、まだ100%とるということではございません。

ただ、とれる格好でやっていき、その際、迂回路の時期、例えば片側交互通行でやったときの影響とか、それによって金額もかなり変わってくると思っております。そこら辺も含めて、幾つかの選択肢を選んでいった中でまた相談させていただいて、我々は案を出させていただいて、御審議願えればと思います。

今回はそういった事情でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。これからもよろしくお願ひします。

中村委員

わかりました。ただ、私どもは、現地調査をした後、土木森林環境委員会で審議をして、委員長名で今度こういうことに対する対応をやっていこうというぐらいの気持ちでいたんです。渡辺委員もここにいますけれども、本当です。先生方とみんなで相談した。今回の委員会は非常に大事で委員会決議の中で、県民を安心させるような形を我々のほうから提案していこうという気持ちでいたんです。執行部の皆さん方も、そのことを知っているでしょう。だから、僕はあえてここで強く言うわけです。我々も、その点については、ただ執行部の提案だけではなくて、委員会提案の中で、今回の場合には、防災の関係に対して、我々としても真剣に経済対策に対して臨んでいこうという気持ちをみんな、持っていたということだけは、ぜひ部長、理解してもらいたいと思います。

渡辺委員

今のトンネルの件ですけれども、中村委員のお怒りのお気持ちと全く私どもも同じ気持ちでいるわけです。

今、説明がありましたが、どうも腑に落ちない点があるわけです。現地調査では大丈夫だという話をしていました。繰り返しとなりますけれども、委員会で天井板をとることを決議しようかと何人かの委員と話をした。ところが、26日ですか、補正が決まった瞬間に、愛宕トンネルと新御坂トンネルの天井板をとるという話があった。

そうした経緯を考えていきますと、あの現地調査では皆さん方は安全だと言っておきながら、実はかなり整備の優先順位は高いわけですから、実際は心配をしていたというか、そういう思いがあったんではないかと思えますが、その辺はどうなんですか。

鈴木道路管理課長 まず、12月に天井板を支えておりますアンカーボルト等の点検をいたしました。その結果、幾つかのふぐあいや異常がございまして、それにつきましては、コンサルタントも入る中で、安全性確保のために補修なりを行ったところでございます。その結果、安全性は確保されており、直ちに天井板が落ちることはないという判断をしておりました。それにつきましても、今もそういう判断でございます。

繰り返しとなりますけれども、県民の方々の不安がある程度あって、安全性

は確保されているんですが、さらに県民の皆さんの不安を解消する、さらなる安全性を確保していくという観点から、現地調査の際の委員の皆さまの御意見も踏まえながら、どうしていこうかという検討をしたところでございます。

その結果、天井板を撤去する方向で検討しよう、検討をしなければ始まらないということもございましたので、まず、そこから始めていこうということでございます。

今、渡辺委員から御指摘がありました、不安に思ったのではないかというお話でございますけれども、まず、そういった現状がでございます。今回の追加補正におきましても、トンネルの点検ということで、トンネル本体につきまして、コンクリートをたたくとしたことをして健全性について、もう一度、確認をしていくということでございます。その点検結果をもとにまた新たな判断をしていかなければならない状況が出てくることもあると思っています。

いずれにしましても、今回の追加補正で計上されました点検調査費を使いまして、その辺のところもこれからきちっと検討の材料にしていきたいと思えます。

渡辺委員

経緯はわかりましたけれども、あのとき、私が質問したのが、天井板のコンクリートの厚さや、漏水が激しいことの中で、トンネル自体が老朽化しているという危惧があったので、そうしたことも後でお答えしますということでしたけれども、実際はどうですか。あの天井板とかコンクリートの厚さなど、心配ないかどうか、お考えを伺いたいと思えます。

鈴木道路管理課長

今、トンネルの本体のコンクリートの厚さは大丈夫なのか、漏水は大丈夫なのかという御質問でございますけれども、まず、新御坂トンネルは、建設当時にごございました昭和44年版のトンネル標準仕様書というものがございませぬ。それに、いわゆるトンネルをつくる付近の地質や岩質など、そういったものに応じてトンネルの厚さを決めるということになっておりまして、新御坂や愛宕のトンネルにつきましても、それに基づき厚さを決めております。新御坂トンネルにつきましては、コンクリートの厚さが40センチから70センチでございます。これは、今、申しました岩質によって違っており、愛宕トンネルにつきましても、55センチと70センチということで、基準どおりの厚みを持ってございます。

漏水の関係でございませぬけれども、新御坂トンネルにつきましても地下水がございませぬので、漏水はございませぬ。それにつきましては、トンネルのコンクリートの打ち継ぎ目とか、若干のひび割れがございませぬけれども、そこから多少漏れているということがございませぬ。これまでも漏水は確認されておりましたので、漏水につきましては必要な補修、地下水をとめることはできませんので、それがトンネルにパタパタ落ちないように樋をつけたりして、通行に影響のないように補修をしてきてございます。

これまでのそういった状況から判断しておりますのは、安全性は確保されておりますが、今後、先ほど申しましたように、点検の結果をもとにまた判断していくというふうに思っております。

渡辺委員

天井板が落ちる前に、あそこを通る人が一番心配していたのは漏水なんです。大変な漏水で整備したから若干はよくなってきたんですけれども、打ちつなぎ目からの漏水とはどうしても思えないほどの漏水をしているということで、先ほどコンクリートの厚さを聞いたんですけれども、私はトンネル自体のコンクリートが老朽化しているのではないかと危惧しているということなんですけれども、

も、テストピースなんかを潰していますか。

鈴木道路管理課長 これまでにもそういう漏水とかがございまして、コンクリートの健全性ということも含めて過去に何回か調査しておりますが、テストピースをとって試験をしたということはなかったのかなと思います。それにかわりまして、先ほど申した打音により、健全であれば金属音に近いような音がするとか、そういったことはやってきております。

渡辺委員 あのトンネルのテストピースは保管してあるんですか。

鈴木道路管理課長 建設当時のということでございますか。

渡辺委員 ええ。

鈴木道路管理課長 それはもう保管はされてないと思います。

渡辺委員 まだ40数年だからね。大した量ではないんだから、やはりテストピースはちゃんと保管して、2年に1回とか3年に1回ぐらい潰してコンクリートの強度がどうなのかぐらいのことをぜひしてほしいと思います。  
これをしていないとすれば要望として申し上げておきますが、していないんですね。

鈴木道路管理課長 これまで、建設に際しましては、当然、コンクリートの打設ということで、テストピースをつくり破壊試験もやっているということで、当然、コンクリートの品質管理は徹底をされていると思います。その後につきましては、今の段階で、要するに維持管理用のテストピースをとっていたということはないと思っております。  
ここで、また今後の課題と受けとめております。

渡辺委員 わかりました。そういう意味では、管理がちょっと不十分だったと思いますが、ここでお願ひしたいのは、せっきく緊急、防災、減災ということで調査をするわけですから、天井板だけではなくて愛宕トンネルを含め129カ所全部をぜひしっかり調査していただいて、県民のための安全、安心を確保していただきたいと要望しますけれども、これについてはどうですか。

鈴木道路管理課長 今回の補正を使いまして、トンネルを含めた県管理部分につきましては、トンネル全体の、天井板のあるなしにかかわらず、全長にわたり、コンクリートの打ちつなぎ目のところなどの点検はきちっとしていくということで考えています。

飯島委員 国の経済対策で、公共事業を使って景気を回復しようということですから、方法はとにかく結果ができればよしということだと思います。特に、今回、336億円余りという中で、土木費が216億円余、全体の64%ということで、まさに県土整備部の皆さんの安心や安全の取り組みが、後々、県民に喜ばれるのではないかと思いますので、期待をしたいと思います。  
中村委員が、議会軽視ではないかというお話をしました。私もちょっと思うことがあります。先輩の皆さん方がおっしゃったので、以後、気をつけていただきたいと思います。

新御坂、愛宕トンネルの天井板を撤去するという方向でいくと思いますが、その方法はどうか、手順とか、工程スケジュールなどを質問しようと思いましたが、先ほど技監から、どういう手法でやるか、またおいおいこの委員会に諮りたいということをおっしゃったと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

上田県土整備部技監 今、委員がおっしゃったとおりの御理解でよろしいかと思っています。

何回も同じ話をして申しわけないんですが、行う方法によって、天井板を撤去するのに、多分、時間的なものも違うし、お金も違うんです。例えば24時間通行どめにして、パッとやれば安くなりますけれども、通行者に迷惑がかかる。夜間にすれば、実際、できるのは夜の10時過ぎから朝の4時ごろまでということになると時間がかかる。時間がかかるとやはり経費もかかるということがございます。

先ほども渡辺委員がおっしゃったように、トンネル本体もよく見てみないとわからないといいますが、もう一回、原点へ戻って調査する。特に御坂山塊は水を大変含んでいる地質のところでもありますので、そこは丁寧によく見て、幾つかの案の中からベストな方法を委員の皆様にも諮った中で決めていただきたいと思っております。

つけ足しみたいになりますけれども、テストピースの話もございましたが、今回、我々がわかったことは、今まで持っている施設のデータをずっと後々まで残してこなかったことが、非常に大きな反省点だと思っております。今度はデータベース化して、今あるものは、当然、とっていきますし、これから新しく更新したもの等についても、必ず更新して、また次の時代へつなげるような形でとっていくことも大事だと反省したところでございます。

データベース化についても、今後、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

飯島委員

費用対効果も見据えながら、精度高くやっていただけるというお答えでしたので、期待していききたいと思います。ありがとうございました。

渡辺委員からもちょっと出ましたが、資料を見させていただいて、新御坂、愛宕トンネルほか129カ所とありますが、129カ所のカテゴリーなどがいろいろあると思うんですが、その129カ所がどうして対象になるのかということをお私詳しく承知していないんですけれども、そこはどのような理由や背景があるのでしょうか。

鈴木道路管理課長 まず、県が管理しております道路が、国道の一部と県道、主要地方道、一般県道がございます。そこにありますトンネルは、全体で130ございます。そのうち、国道140号の雁坂トンネルにつきましては、実質的に道路公社が管理しております。ここにつきましては、昨年1月にコンクリート全体の打音検査をして健全性の確認をしたところでございます。残り129につきましては、この経済対策を活用いたしまして、早急に点検をしていくという状況です。

飯島委員

今の説明だと、県が管理しているところであるということでもありますから、県内には管轄が違うところもほかにもいっぱいあると思いますが、生活者や利用者にしてみると、みんな、安全安心に利用したいと思っておりますけれども、管轄以外に関しては、県としてはどのようなスタンスをこれから、とるべきだと思っているのか、お答えをお願いします。

大久保道路整備課長 道路整備課におきましては、市町村道の指導監督をするという立場にお

きまして、市町村が管理しておりますトンネルにつきましても、今補正予算で点検の実施をしていくという考えです。

飯島委員 管轄もありますから、越権行為と言うんですか、そういうものもしてはいけないと思いますが、よく言われる縦割りの行政ではなく、もっと柔軟で横断的に、特に生活、命にかかわることですから、県としても指導できるところ、お願いできることはぜひしていただきたいと思います。

点検に関しては、私も素人で全くこんな質問で申しわけないんですけども、点検する専門の業者というのはあるんですか。

鈴木道路管理課長 トンネルの本体はコンクリートということでございますので、コンクリートの診断をする診断士というものもございますし、これまでも他県や国などで点検をしている実績があるということで、いわゆる建設コンサルタントの中にはそういった専門的な知識を持っているところもございますので、建設コンサルタントのほうにお願いをするということとなっています。

飯島委員 不測の事故でありましたから、もう二度とこういうことがないようにしてもらうのと、やはりそういった点検業者のスキルアップをすることも考えつつ、今後も取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終了します。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第62号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第70号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第66号 権利放棄の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第67号 県道の路線の変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 森林環境部関係

※第55号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（最終処分場管理事業費について）

中村委員 明野処分場の件で質問をさせてもらいたいんですが、今まで我々も県の説明を受けてきて、その中で、特に12月の環境センターの漏水検知システムが異常を感知したということで、検知している箇所は45カ所と言いましたか。

保坂環境整備課長 検知の箇所ですが、レベル1、0.5ミリアンペア以上が17カ所、10ミリアンペア以上の箇所が13カ所、計30カ所でございます。そのうち50ミリアンペアを超えている箇所が1カ所でございます。

中村委員 事業団で、異常検知後直ちに施設の点検を実施されたという報告を受けており、原因は今、いろいろと検討をしていると思うんですけども、我々は1日でも早く何とかやってもらいたいという気持ちなんです。

漏水検知の関係ですけれども、原因は、ここにありますが、これは写真撮りしてきたんですけども、周りに遮水シートがしてありますよね。この前の説明では、もう相当、国の検査よりもさらにしっかりしたものだと言ったので、当時、説明を受けてきたわけです。ところが、ここから漏れているということに対する原因を今、究明していると、こういうことですね。

保坂環境整備課長 12月19日に漏水検知システムの異常検知の確認をいたしまして、原因がまだはっきりとしておりません。そこで、施工業者に直後に確認したところ、前回の現象と酷似しているということで、今、調査委員会を設置しましたので、今後、調査委員会の中で原因究明を進めていくということで対応をさせていただいております。

中村委員 異常を検知した場所が漏水検知システムのこの部分、当然、ここは廃棄物や土を埋めますよね。底の部分から検知されているんですか。それとも壁面の部

分から検知されているんですか、どちらですか。

保坂環境整備課長 検知の箇所でもっとも異常、電流が多い箇所は法面部分でございます。ただ、十字になっている箇所で、電流がだんだん弱くなっていく箇所は底の部分もあります。

中村委員 法面の部分がほとんどということですね。50ミリアンペアというところが1カ所あると言いましたよね。これはどこですか。法面の部分、底の部分、どちらですか。

保坂環境整備課長 50ミリアンペアを超えている部分は法面の部分でございます。

中村委員 ここへ廃棄物や土を埋める、そしてまた廃棄物を埋めて土を埋める、こういうことなんですね。一番最初、一番下へ入れた底の部分の土はどういう土を埋めたんですか。

保坂環境整備課長 まず、一番底に1メートルの覆土を行いました。その土は、処分場内の覆土置き場から運んだものであります。

中村委員 そこにあった覆土を底の部分に埋めた。壁面の部分も明野処分場にあった覆土を埋めたということですか。

保坂環境整備課長 全部、一遍に覆土をしたわけではありませんので、廃棄物の搬入に応じて覆土を行っていきます。その過程で、公共事業の残土を覆土として利用させていただいている部分もございます。

中村委員 検知するという事だけれども、普通の土、覆土の土を埋めて異常検知するのかね。そうではなくて、石や何か、ゴロゴロしているやつも一緒に埋めちゃっている、それで異常検知しているということは考えられないんですか。

保坂環境整備課長 すみません。先ほど1メートルの覆土と申しましたけれども、一番最初は1メートルの保護土でございます。

中村委員 保護土も同じものを使っているんですか。

保坂環境整備課長 今の中村委員の御質問ですけれども、保護土なり覆土に使う場合は、ふるいにかけて、大きな石などをもって使わせていただいています。

中村委員 この前の話だと、保護土、一番下にひいてある土は違う土を使っていると僕は聞いたんですけども。その後、壁面へ入れる、埋め立てするものは現地にある土を使っていると前に僕は聞いたんですけども、その辺は、今の答弁を聞いていると違うじゃない。それはどうなんですか。

保坂環境整備課長 先ほど、私が答弁させていただいたような状況だということで私は把握しておりますけれども、そのところは、もう一度、確認をさせて、またお答えをさせていただきたいと思っております。

中村委員 どうも埋め立てる土、圧力がかかるでしょう。普通、ふるいにかけて作土が

しっかりしているものであれば、実際のことを言って、こんな検知をすることはないと思うんです。ここにある法面の部分について異常検知が確認されるということは、やっぱり埋めている土に問題がある感じがするんだけど、その辺に対する原因究明をしているんですか。

保坂環境整備課長　今回は今から覆土の掘削をしていくわけですがけれども、前回の調査の折も、掘削をする中で、最後の1メートルの保護土を掘削する際は、手作業も入れて、どこにどういふ大きさの石があったかという確認までさせていただいた上で調査をさせていただいております。

ただ、先ほども御説明しましたように、保護土なり覆土に使うときにふるいにかけていますので、やたら大きな石がまじっている状況ではございません。

中村委員　保護土と覆土の関係については調査していくということだけれども、底の部分で異常検知がすごくしているのであれば、最初、下へひいた保護土に問題があると思うんだね。ところが、底の部分からは検知があまりされない、壁面の部分だけが検知されていることは、どうも側面へ埋め立てをしている土に問題があるのではないかなということ、僕は現地を見て来てすごく感じているんだけど、そうでないと、ただ、そこへ廃棄物を捨てて、土を埋めて、こんなに30何カ所もあちこちから、異常があるなんていうことは、普通、考えられないんだね。ここの壁面を工事したときの、この前の部分については、これはもう普通の基準よりもさらに大丈夫だ、3倍以上大丈夫ですよという形で、我々は、当初、説明を受けた記憶があるんです。

私、今回、これを見ていて、何が原因であるかということに対して、一生懸命、やっていることはわかるんだけど、どうも異常検知があちこちからされているということについては、埋めている土に問題があるのではないかなと思うんだけど、これだけは調査を徹底的にすべきだと思う。それが解明されなければ、いつまでたっても解決できないじゃない。どうなんですか。

保坂環境整備課長　これから掘削作業に入っていきますので、今回、学識経験者による調査委員会を設置させていただいておりますので、その中で保護土、覆土のこともしっかり調べていただきたいというふうにさせていただきます。

中村委員　そういうことで明野処分場の問題について、調査準備をしている、今後、検討をしていくということだけれども、いつまでもこんなことをしているわけにいかないと思うんだよ。こんなことをしていたのであれば、県民だって、一体どうなっているの、県は何をやっているのという話だって、当然、生まれてくるよ。これは課長を責めているわけではない。やっていることは認める。しかし、いつまでもこのままでいくわけにいかないわけです。

我々に対して、どういう状況であるかということ、いろいろと報告をしてもらいたい。そういうことが我々にだってはっきり説明してないじゃない。どうですか。

保坂環境整備課長　今後、掘削作業等に入って原因究明に最優先で取り組ませていただくこととしておりますので、まず、調査委員会の動きとか、また委員の皆さまに適時適切に御報告、御相談をさせていただきたいと考えております。

中村委員　廃棄物の搬入については、当面、停止するという報告を聞いている。県当局の12月のものだよ。それで、今までいろいろと検討してきた。検討してきた

見通しとしてはどうなのですか。ここでこういう説明を受けているのだけでも、見通しとして。

保坂環境整備課長 近々、掘削作業に入る予定でありまして、大体シートの確認ができる状態まで2カ月ほどの期間がかかる見込みであります。その後、調査委員会によるシートの詳細な確認や、異常検知原因の検証等を調査委員に行っていただきまして、今、考えておりますのは、調査委員会の予定ですけれども、7月に調査結果を安全管理委員会に報告する予定で進めさせていただいているということでもあります。

中村委員 シートの確認については、大至急、結論は出てくるわけでしょう。このシートに問題があるかということについては。

保坂環境整備課長 掘って、シートの確認ができる状態まで2カ月ほどかかりますので、連休明けぐらいになるとシートが確認できるところになる。その後、現地で調査委員会の委員、安全管理委員会の委員が目視でシートを確認したり、現場で負圧試験をし、その後、切り取って検証を行うというスケジュールで調査委員会ですら計画をつくっていただいております。

中村委員 大至急、何しろそのスケジュールでやってください。いいですか。  
さっき僕が質問したように、保護土の部分についても、一番底に保護土にしたものと、壁面に保護土をしたものと、これでその違いがあると、前からそういう認識を持っている。それに対してもやはり正しい結論を出したほうが僕はいいと思うよ。あそこの現地にある土をどんどん埋めたわけではないでしょう。当然、シートの下には、シートを支えるためにはそれなりにいい土を埋めているはずだよ。現地にある土を埋めているわけではないと思うんです。だから、底の部分から異常検知が出ないんだよ。この異常検知が出てきたのは、埋め立てしてその後ではないですか。

ということは、ここに埋めている土に問題があるということだよ。ふるいにかけているという話だけれども、そこまで本当に実際にやっているのか、どうか。それは業者任せではないんですか。それなりにちゃんと管理監督をしてきたんですか。そのことだけ聞いて、僕は終わる。

保坂環境整備課長 シートの底面、底のシートの下にはベントナイトという粘土質の土を入れてあります。先ほど私のほうで中村委員にお答えさせていただいたのは、シートの上の保護土の部分について、処分場の中の覆土置き場から持ってきたものと、公共残土をふるいにかけて使わせていただいているということで、それについてはしっかり確認をした上で、また御報告をさせていただきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第68号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会のもの

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第56号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第69号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第66号 権利放棄の件

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。

以上

土木森林環境委員長 堀内富久